

○中央区立学校通学区域に関する規則（一部抜粋）

昭和四十三年一月十二日

教育委員会規則第一号

第一条 中央区立学校(幼稚園を除く。以下「学校」という。)の通学区域については、この規則の定めるところによる。

第二条 通学区域は、別表のとおりとする。ただし、学齢児童及び生徒の保護者の申立てにより、相当の理由があると中央区教育委員会が認める場合における入学及び学校選択制による入学においては、この限りでない。

(一部改正〔平成一五年教委規則五号・二〇年二七号〕)

第三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、中央区教育委員会教育長が別に定める。

附 則(平成元年一二月二六日教委規則第一七号)

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都中央区立学校通学区域に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表の一の表の規定にかかわらず、平成二年四月一日(以下「施行日」という。)前に就学すべき学校を十思小学校と指定された者に係る施行日以後就学すべき学校の指定は、日本橋小学校を指定するものとする。

3 改正後の規則別表の一の表有馬小学校及び久松小学校の項の規定は、施行日以後に就学する者に係る学校の指定について適用し、同日前に就学した者に係る学校の指定については、なお、従前の例による。

4 改正後の規則別表の一の表及び前項の規定にかかわらず、施行日以後に就学する者に係る学校の指定については、当分の間、次の表の下欄に掲げる通学区域に限り、同表の上欄に掲げる学校の通学区域として同表を適用する。

学校名	通学区域
日本橋小学校 有馬小学校	日本橋人形二丁目(十五番から二十番、三十二番から三十六番)
日本橋小学校 久松小学校	日本橋堀留町二丁目(一番、二番、八番から十番)、日本橋富沢町、日本橋人形町二丁目(二十一番から三十一番、三十七番)、日本橋馬喰町一丁目、同二丁目
有馬小学校 久松小学校	日本橋浜町二丁目(一番から五番、十八番から三十番、四十三番から五十九番)

別表

一 小学校

学校名	通学区域
日本橋小学校	日本橋本町三丁目(六番から十一番)、同四丁目(九番から十五番)、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町一丁目、同二丁目、日本橋富沢町、日本橋人形町一丁目、同二丁目、同三丁目、日本橋小網町(七番から十九番)、日本橋蛸殻町一丁目(七番から十六番)
有馬小学校	日本橋小網町(一番から六番)、日本橋蛸殻町一丁目(一番から六番、十七番から三十九番)、同二丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町三丁目、日本橋中洲
久松小学校	日本橋馬喰町一丁目、同二丁目、日本橋横山町、東日本橋一丁目、同二丁目、同三丁目、日本橋久松町、日本橋浜町一丁目、同二丁目